

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会傍聴規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の定員）

第 2 条 傍聴の定員は、30名とする。ただし、協議会の会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたときは、これを超えて定員を定めることができる。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の30分前に、傍聴受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。

3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。

4 傍聴券の発行枚数は、前条の定員数とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付の際に会議の傍聴を希望する者が傍聴券の発行枚数を超えたときは、会長の定める方法により交付できるものとする。

（傍聴できない者）

第 4 条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- （1） 酒気を帯びていると認められる者
- （2） 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- （3） 児童及び乳幼児。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。
- （4） 前3号に定められるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす

恐れがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的な行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用、その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会規約第7条第5項ただし書の規定により非公開と定めた協議事項を行おうするとき及び会議が終了したときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて事務局の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が第5条に規定する事項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の配布資料)

第9条 傍聴人への配布資料は、会議次第又は議題を記載した資料のみとする。ただ

し、会議の終了後にあつては、電子データによる配付に替えるものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月5日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

整理番号 _____

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会 会長 様

傍 聴 受 付 簿

住所又は団体名 _____

傍聴者氏名 _____

様式第2号（第3条関係）

整理番号 _____

_____ 様

傍 聴 券

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会 会長

※入場の際は傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。

※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(注意事項)

傍聴者は、傍聴席において、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的な行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用、その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。